

平成 15年 2月 17日 経済財政諮問会議提出資料
規制改革を加速的に推進する「12の重点検討事項」より抜粋

1. 株式会社等による医療機関経営の解禁

現在、医療機関の経営については、株式会社等には認められていないが、患者にとっての医療サービスに関する選択肢の拡大、資金調達の多様化等の観点から、これを解禁。

<厚生労働省の反対理由>

株式会社は、株主への配当のための利益追求を目的としており、過剰診療・患者選別など、ひいては医療費の増大に繋がる。

<当会議の考え方>

利益追求するのは医療法人ほかも同じ。既に存在する62の株式会社病院においても過剰診療・患者選別の事実はない。過剰診療・患者選別は、現行の規制（ベッド数規制や患者の応召義務）や、情報公開・第三者評価制度などで抑制可能。

株式会社等による医療機関経営の解禁【論点整理】

厚生労働省の反対理由	当会議の考え方
<p>株式会社は、利益を最大化して株主に配当することがその本質であるため、増収による利益追求に向けた行動を取る結果、<u>過剰診療・増床等による医療の過剰供給に繋がり、全体として、医療費負担の増大を招く。</u></p>	<p>医療法人等も、金融機関からの借入れ返済圧力などを受け、増収による利益追求に向けた行動を取るわけであり、<u>株式会社に限った論点ではない。</u> 特に、<u>病床数</u>については、例え株式会社参入が認められたとしても、<u>都道府県の定める地域医療計画に基づき厳格に定められており、当該計画を超えた増床はできない。</u> <u>我が国に既に62存在する株式会社病院において、過剰診療等の事実は報告されていない。</u></p>
<p>株式会社は、利益を最大化して株主に配当することがその本質であるため、増収による利益追求に向けた行動を取る結果、<u>医療の質の低下</u>を招く。また、<u>高額・高効率の診療に特化し、支払能力による患者の選別（クリームスキミング）が生じる。</u></p>	<p>医療法人等も、金融機関からの借入れ返済圧力などを受け、増収による利益追求に向けた行動を取るわけであり、<u>株式会社に限った論点ではない。</u> 医療サービスの質は、経営主体に関係なく、<u>医療機関の徹底的な情報開示、第三者評価などを通じて担保されるべきものであり、むしろ、株式会社等の多様な主体が現れ、競争的な環境が整備されることにより、より安価で良質な医療サービスが提供される。</u> <u>我が国に既に62存在する株式会社病院において、医療の質が低下している等の事実は報告されていない。</u> また、現在でも、医療機関は、診療の求めがあった場合にはこれを拒んではならないという「<u>患者の引受け（応召）義務</u>」を有しており（医療法19条）、<u>株式会社に対しても現行制度と同様の規制を行うことにより、クリームスキミング等の問題は回避できる。</u></p>
<p>公的保険によって運営されるという医療の強い「<u>公共性</u>」と、<u>株主へ利益が配当されるという株式会社の「営利性」</u>は、<u>相容れない。</u></p>	<p><u>利益の配当は、利子と同様、資金調達に対する当然の対価（支払コスト）であり、医療の公共性とは何ら関係しない。</u> なお、<u>現行の「持分を有する医療法人」でも内部留保を蓄積し、解散時にはそれを出資者に配分することは可能であり、公共性と利益の配当は相容れないという議論は無意味。</u> <u>我が国に既に62存在する株式会社病院は、公的保険により運営されている。</u></p>